

三沢市危機管理指針

【目的】

この指針は、市として執るべき危機管理対策の基本的な枠組みを示したもので、危機に対して平常時においては、起こりうる危機事象の把握に努めるとともに可能な限り未然に防ぐ対策を講じ、危機の発生時には、速やかな初動体制を構築し、適切に対応することで市民の生命、身体及び財産への被害と行政運営への支障等を最小限にすることを目的としています。これを受けて、想定される危機事象を所管する課等は、指針を踏まえ、危機事象個別マニュアルを作成するなどの対策を実施します。

【危機事象の対象と想定】

1 危機事象の対象

- (1) 市民の生命、身体又は財産に被害が生じ、又は生じる恐れがある事件・事故
- (2) 円滑な市政運営に著しい支障が生じる恐れがある事件・事故
- (3) 市の信頼を著しく失墜させる恐れがある事件・事故

※なお、「三沢市地域防災計画」で想定している災害、「三沢市国民保護計画」で想定している武力攻撃事態や緊急対処事態については、それぞれの計画等の定めるところにより対応するものとして、これらについては本指針の対象外としています。

2 想定する危機事象

危機事象の発生を防止し、被害を最小限に食い止めるには、各所管課等に係る危機事象のケースをできるだけ多く想定し、事前に備えておくことが重要です。

指針では、以下の22の危機事象について想定しています。

1	行政対象暴力	12	廃棄物処理等における事件・事故
2	不審者、危険物持込み等の事件・事故	13	鳥インフル等家畜伝染病の発生
3	不審郵便、宅配物等による事件・事故	14	危険動物、害虫による事件・事故
4	信用失墜、不祥事等による事件・事故	15	農業、漁業に関する重大な事件・事故
5	テロ行為(国民保護事案を除く)	16	市道、河川等における事件・事故
6	電気、運輸に関する事件・事故	17	大規模断水、水質汚濁等の事件・事故
7	自衛隊、米軍に関係する事件・事故	18	幼児、児童、生徒に関わる事件・事故
8	情報システム等への障害及び脅威	19	毒物、劇物、化学剤等の事件・事故
9	ウイルス及び細菌感染症の発生	20	市工事現場における事件・事故
10	福祉施設における事件・事故	21	市所管施設における事件・事故
11	汚染、汚濁等生活環境への被害	22	市主催イベント等における事件・事故